

第5号様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	清須市清洲勤労福祉会館指定管理者選定審議会 (第2回)
開催日時	平成22年9月3日(月) 午後1時30分～午後2時10分
開催場所	清須市役所本庁舎 第2会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員長あいさつ 3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請要項について (2) 業務仕様書等について 4. その他 5. 閉会
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・利用者からの意見(資料1) ・清須市清洲勤労福祉会館指定管理者選定申請要項(案)(資料2) ・様式集(※) ・清須市清洲勤労福祉会館指定管理業務仕様書(案)(※) ・清須市清洲勤労福祉会館設備等保守業務仕様書(案)(※) ・仕様書検討資料(資料3) <p>※資料については第1回審議会にて配布済み</p>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	1名
出席委員	和田委員、鈴木委員、小川委員、太田委員、泉委員、
欠席委員	平松委員、鷺見総務部長
出席者(市)	永田副市長、内田教育長、柴田企画部長、浅野教

	育部長
事務局	(教育委員会事務局教育部スポーツ課) 岩花課長、加藤主幹、前田主幹、石黒主査
<p>会議の経過</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 委員長あいさつ 永田委員長あいさつ</p> <p>《意見の要旨》</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 募集要項について 資料1に基づき、事務局より説明。</p> <p>○委員長 只今説明をさせていただきましたが、委員のみなさんご意見ご質問ございませんか。</p> <p>○委員 21年度の4階の管理棟の人工芝の劣化ということですがけれども、この利用者というのはどういう方々ですか。</p> <p>●事務局 基本的には4階は弓道場がありまして、そこは弓道をされる方のみのご利用です。あと、奥に和室がございます。そこも和室を利用される方のみが来ます。その他通路というか広場があり、実際そこで何かするというところは現在ありませんが、その景観が少し悪いのできれいにしてはどうかというご意見をいただきました。弓道場はほぼ毎日使っております。特に土曜日曜は一日中誰かが使っているという状況です。平日でも夕方以降はだいたい使ってみえます。</p> <p>○委員長 他にご意見ご質問ございませんか。</p> <p>※他に質問なし</p> <p>申請要項に基づき、事務局より説明。</p> <p>○委員長 今説明がありましたが、前回のご協議によって前回空欄となっていましたところを今回埋めたということで、1ページの指定期間を5年にするとい</p>	

うことと、それから2ページ以降のスケジュールの日付を入れたという内容でございます。これにつきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。この申請要項につきましてはこれでよろしゅうございますか。

※異議なしの声

ではこの申請の要項につきましては、ただいまご拝読申しあげました要項で行うということで決定をさせていただきます。

(2) 指定管理業務仕様書等について

前回配布した資料及び資料3に基づき、事務局より説明。

○委員長

年間の委託料の上限をいくらにするかということをお前の資料では委員さんに判断していただけないだろうということで、今回新たな資料をお出しいたしました。20年度と21年度が5,570万円とあります。今まで3年契約でしたので5,570万が22年度まで続くということで、23年度からは3年ではなく、5年にするということですので、5年にする理由が安定的な経営と、5年間にすることによって経費を標準化されるだろうということで5年にさせていただくというのが目的でございますので、同じ金額ではどうかなという気はしております。試算の案の1から順番に若干ずつ下がっていくということで現実的に今度プロポーザルで業者さんに提示するときには上限をいくらにして示していくかという決定をいただきたいということでございます。そういう目的でございますが、それを踏まえまして何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

上下するのは多分光熱水費ですかね。

●事務局

そうですね。一番大きいのは光熱水費だと思います。見直しも短くなっておりますし、今の状況からすると水道代は下がりませんが電気代の方は落ちてくるだろうなとは思っています。

○委員長

利益率をどのくらいでみていくのかということがあると思いますが、委員の皆さま何かご意見ございませんでしょうか。金額だけでなく、中身のことも結構ですが。

今年のヒートポンプの工事はいつぐらいを予定しているのですか。

●事務局

11月中です。

○委員

来年もですか。

●事務局

来年はちょっと場所が変わりまして、若干期間は短くなるかもしれませんが。今年に関しましては場所が作業しにくいということで21年度より1週間長く期間を設定しております。

○委員

20年度のときの上限価格はいくらだったのですか。

●事務局

68,089,350円です。

○委員

19年度の委託料が上限価格にしてあったということですか。

●事務局

そういうことです。その上限価格で設定して5,570万円で決定したということです。

○委員

ということは今仮に5,500万が上限になっていても5,200万とか4,900万になるという可能性もあるということですね。

○委員長

もちろんです。業者さんの努力によってはですけども。プロポーザルですので、金額が安ければ落ちるかといえばそうでもなく、高くても中の提案が良ければいろんな点数によって金額の面では点数が低いだけけれども他の部分でいいものがあるということで点数が良くなると、設定金額が高くてもそちらに落ちるということも十分あります。多分5,570万で上限設定をしても、業者さんがどれだけおみえになるかわかりませんが、ここまで下がるとは思いませんけれども、仮にこの試算のとおりいくとしたら、あまり下げるとサービスが悪くなる可能性もあるかもしれませんね。

他にご質問ありませんか。

○委員

第1案から第5案までの5,570万から5,400万の間で落ち着くという検討になるのではないのでしょうか。この中から選択するのが妥当な線かもしれませんね。

○委員長

仮の話、第5案のところでは上限を設定しますと、これ以下でもってみえた場合には、この収支でいけば儲けがなくなってしまう。平成20年度21年度の内容を見ていまして、光熱水費で随分変わるのかなあという気がするのですが。あとはそんなに動いていないような気がするのですが。事務局は何か案はありますか。

●事務局

案の1から5の中でお決めいただけたらありがたいです。いろいろ行事とかやっていたり、スポーツクラブ等の展開もありますので、できたら真ん中ぐらいのところをお願いできたらありがたいと思います。

○委員

私個人としては同じ金額では期間を5年にした意味もなくなるので、それはまずいと思います。

○委員

収支の利益率の欄をみてみますと1.88から0.58ということで、委員長さんのおっしゃるとおりあまり下げても業者としても大変なことになりますので、4案は0.96という数字が出ています。事務局が先程言いました5,500万ですと1.35ということで上回っていますのでこの辺りが妥当なところか、それとも5,550万かなというところだと思います。案2か3という気がします。

○委員長

他の委員さん、どうでしょうか。

ちょっと違う要素はですね、補償金が160万3千円あって、この補償金は次の5年間の1年目だけが該当します。どうしても1ヵ月くらいは閉めるものですから、そこで補償金で払うのですけども、利用料金が当然下がってくるものですから、閉めなければどれだけ上がるかということなんですが、そんなに変わらないですかね。

●事務局

23年度が163万、実績ということで入れさせていただいていますが、24年度以降はこれが自分のところの収支で返ってくるという考え方でそのままの数字で計算させていただいております。それ以上に戻るのはないかと予測はさせていただいております。あま市のプールが廃止されたこともあって、今年度利用者は増えております。

○委員

あまり儲からないからプロポーザルへの参加が少ないということではいけないので、ある程度のことは考えなければいけません、一番心配なのは、古くなってきたことに伴う修繕費のことで、案1から5まで修繕費が同じになっていますが、19年度から21年度まで、上限の700万のところはひとつもないです。古くなっていくということは、大きい工事は市がやるのでいいとして、案の5では厳しいのではないかと思います。

○委員長

設定金額を下回る金額で提案されることを考えますと、案の2か3が妥当

だと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

○委員

リースについてですが、3年の期間で5年リースを組んでみえる訳ですよ
ね。新しいところが入ってくると残った2年のリースをなんとかしなければ
いけないですよ。

○委員長

仮に委託業者が変わったとしたら、新しい委託業者はそれはリースで持っ
てくるか、自社のものをもって来るかそれは指定していませんか。

●事務局

はい。それは指定していません。

○委員長

もし、今入っているところがとれなかったら、今持っている残リースにつ
いては自分のところが処理するということですね。

●事務局

はいそうです。

○委員長

上限価格より下げて提案をされるだろうということで、2案あたりでいか
がなものでしょうか。

※異議なしの声

上限設定につきましては、5,550万円ということで決定させていただきます
す。

4. その他

●事務局

今後のスケジュールですが、10月中旬に申請期間が終わりまして、比較表
というものを作成いたしまして、委員さんの方へ事前にお届けに参ります。
10月の下旬頃に第3回の審議会を開催したいと思います。第3回の審議会
におきましては、比較する書類を見ていただきまして、採点方法について
審議していただき、11月の初旬にプロポーザルという運びになっておりま
すので、よろしくお願い致します。

5. 閉会

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 い 合 わ せ 先	教育部 スポーツ課 0 5 2 - 4 0 9 - 1 5 3 5 (新川体育館)